



企業年金基金規約変更公告

電子情報技術産業企業年金基金規約の一部変更があったので、確定給付企業年金法第11条に基づき、電子情報技術産業企業年金基金規約第5条の規定により、別紙のように公告する。

1、規約第7条の代議員の定数並びに第26条の役員(理事)の定数の変更

代議員の定数 旧:34人 ⇒ 新:30人

役員(理事)の定数 旧:20人 ⇒ 新:14人

2、適用年月日

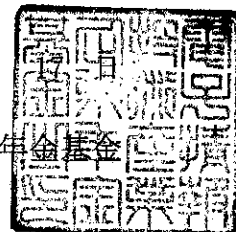
令和 9 年 1 月 20 日

3、所轄厚生局届出年月日

令和 8 年 8 月 31 日

令和 8 年 9 月

電子情報技術産業企業年金基金



新旧対照条文

新	旧
第1条～第6条 (略) (代議員の定数) 第7条 基金の代議員の定数は、<u>30</u>人とし、その半数は、実施事業所の事業主（以下「事業主」という。）において事業主（その代理人を含む。）及び実施事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、加入者において互選する。 第8条～第25条 (略) (役員の定数及び選任) 第26条 理事の定数は、<u>14</u>人とし、その半数は選定代議員において、他の半数は互選代議員において、それぞれ互選する。 第26条2～第119条 (略) <u>附 則</u> この規約は、令和9年1月20日から施行する。	第1条～第6条 (略) (代議員の定数) 第7条 基金の代議員の定数は、<u>34</u>人とし、その半数は、実施事業所の事業主（以下「事業主」という。）において事業主（その代理人を含む。）及び実施事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、加入者において互選する。 第8条～第25条 (略) (役員の定数及び選任) 第26条 理事の定数は、<u>20</u>人とし、その半数は選定代議員において、他の半数は互選代議員において、それぞれ互選する。 第26条2～第119条 (略)